

平成14年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成14年6月7日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	森 河 昌 之	2番	小 野 隆 雄
4番	山 本 直 子	5番	松 田 正
6番	中 西 和 夫	7番	野 呂 民 平
8番	里 川 宜志子	10番	西 谷 剛 周
11番	萬里川 美代子	12番	中 川 靖 広
13番	喜 多 郁 子	14番	浅 井 正 八
15番	木 田 守 彦	16番	吉 川 勝 義

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦 口 隆	係 長	上 埜 幸 弘
--------	-------	-----	---------

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	小 城 利 重	助 役	芳 村 是
収 入 役	中 野 秀 樹	教 育 長	栗 本 裕 美
総 務 部 長	植 村 哲 男	総 務 課 長	西 本 喜 一
総 務 課 参 事	吉 田 昌 敬	企 画 財 政 課 長	池 田 善 紀
企 画 財 政 課 参 事	野 口 英 治	税 務 課 長	植 嶋 滋 継
監 査 書 記	藤 原 伸 宏	住 民 生 活 部 長	中 井 克 巳
福 祉 課 長	野 崎 一 也	健 康 推 進 課 長	西 田 哲 也
環 境 対 策 課 長	清 水 孝 悦	住 民 課 長	西 谷 桂 子

都市建設部長	鍵田徳光	建設課長	堤和雄
観光産業課長	杉本正二	都市整備課長	藤本宗司
教委総務課長	清水建也	生涯学習課長	水田美文
上下水道部長	辻善次	上水道課長	御宮知恒夫
下水道課長	田口好夫		

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（小野隆雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、会議は成立いたします。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、7番、野呂議員の一般質問をお受けいたします。7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） それでは、質問をいたします。

質問につきましては、単なる町政のことだけではなくて、今、国民あるいは町民がとても関心を持っておるものということで取り上げた質問も幾つかあるわけでありまして。ひとつ誠意をもって回答をいただくようお願い申し上げます。

まず、第1番目に、政、官、業の癒着と贈収賄の解決について町長はどのように考えるか聞きたいと思います。

1つは、鈴木宗男衆議院議員、井上前参議院議長、加藤元自民党幹事長と秘書、さらに知事や市長、こここのところ事件が頻発をしたわけでありまして。町長は、どのようにしたら政官業の癒着と賄賂政治が起きないようにできると考えているのか、聞きたいと思います。

2つ目は、鈴木宗男氏の辞職勧告決議案提出について、自民党は反対し、小泉首相も反対し、出处進退は自分で決めるべきと言っておるわけでありまして。自民党と小泉首相の態度は、正しいと町長は考えるか、あるいは間違っていると考えるか、伺っておきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 小町長。

○町長（小町利重君） 1点目の関係でございますけれども、ご指摘のような不正事件が頻発することは、まことに残念であると言わざるを得ません。政治家は、選挙民の厳粛な信託を受け選ばれたことを常に自覚し、みずからの人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう努めなければならないことは、今さら申すまでもないことであると考えてます。

この関係等については、毎回出てくるわけでございますけれども、その都度、政治資金規制法とか、あるいはまたあっせん利得法とかいろんな法が出てます。今も、きのうですか、あっせん利得法の関係等についても衆議院で通過されたようでございますけれども、

その都度その都度いろいろ起こらないような手法を講じておられるわけですが、そういう点についても国会で十二分に審議をしながら、やはりそういうことを決めていただきたいと思っております。

それから、衆議院議員の鈴木宗男さんの関係でございますけれども、これは小泉首相とか、そういう関係がおっしゃっておるとおりだと思いますし、私自身は、間違っているとか、そういうことを言うよりも、やっぱり本人が、出处進退については、政治家として諸般の状況を見極めながら本人が判断すべきであると考えております。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 今、回答をいただいたわけでありますが、今朝の奈良新聞を見ますと、政治家の意識改革ということで書いてあります。奈良県内でも、ご承知のように、鈴木宗男から地元、私ども地元衆議院2区の滝実氏、1区の森岡正宏氏、この両衆議員にも、これは両方とも橋本派であります。宗男から、滝さんは700万円もらったということですね。それから、森岡氏は300万円もらったと。最初これは200万円と言ったんですけども、後から100万追加されましたね。そして、なおかつ、これはこれだけ批判がきついの、公然と返却しないということを表明しとるんですね。奈良新聞も、そういう点については、これはいずれ国民の意識から余りにも乖離しているから、いずれは決着されるだろうと、こういうことを言っておるわけでありまして。

さらに、政治家のこういう不正、腐敗、これは例えば現在巨額の公金注入をしております銀行、銀行なんかは非常に不良債権の問題で国民の税金を使っているわけですね。そこが自民党に巨額の献金をしておるといこととか、それから借金を棒引きされたゼネコンですね、これもしておると。つまり、大赤字の大企業が自民党に巨額の政治献金をしておると、そして経費として落としていると、こういうことですね。これなんかは、やっぱり典型的な政官業癒着の典型的なものだと。こういうものをやっぱりメスを入れなければならぬというように思うわけです。

私は、ですから企業献金、今、政府が出しておりますあっせん処罰法、この政府案は、いろいろ野党も指摘してますように、これは抜け穴があるやないかと、親族なんかは対象にしてないやないかという指摘がされてますね。しかし、そういうものに対して応じないと。絶えず事件が起こったら対策を講じるように見せながら抜け道をつくっておると。ここに、ずっと起こってくる根源があるというように思うわけです。

ですから、私は、その根源であります金が渡らないようにする。つまりは、すべて事件

は企業献金ということですね。企業献金が賄賂だということであるわけです。これを禁止するということしか方策としてはないと。ところが、それをやらないということですね、拒否する。企業も国の形成の一員だという理屈ですね。で、企業献金を受けておると。企業というのは利益を追求するわけですから、それによって政治を動かそうとするのは、当然であります。そこに賄賂が生じるということなわけですね。

ですから、そういう点から言えば、私は、今、町長から答弁もらいましたけれども、毎年こういうことが出てきて対処をしておるけれどもおさまらんと、これは政治家がきちんとせないかんのだと、自己判断でね、そういうことですけれども、それでは絶対になくならないということを申し上げておきたいと思います。その辺では、もっと町長自身も積極的にやっぴりなるべきではないかというように思うわけです。

それから、自民党の小泉首相は、町長も言いましたように、出处進退は自分で決めるものと。まことにこれは、新聞報道でもテレビでもされておりますけれども、多数の国民は、これは人ごとのようではないかというように言っておるわけですね。悪に対する、少なくとも一国の総理、一番の偉いさん、首相であります。そして、なおかつその政権党の党首なんですね。党首であります。ですから、党としても判断をしなければならないわけですね。すべて自民党出身、今はやめているとか言いますが、しかしそのときに、起こったときに、党としてどう処分をするかということを党規に基づいて私はせないかんとするんではないかというように思っています。自民党の党則に基づいて調査もし、そして処分をしないかんとするんではないかというように思っています。

だから、そういうことを一切小泉政権はしないと、小泉首相はしないと。そこに、国民が、小泉さんは最初は、なかなか、自民党をつぶすと言った人ですから、期待しとったわけですね。ところが、そういうことをやらないもんだから、今は小泉改革に対して大きな疑問を持っておると。これは、むちゃくちゃやないかと最近では思っておると思うんです。ですから、そこに支持率の急落があるというように私は見ておるわけです。

これは、単に国政のことだけではなくて、地方行政でも、奈良新聞がずっと追及しておりますあの県会議員の米田忠則、暴力団との黒い交際、高田の松田市長というような問題がありますけれども、地方でもたくさん起こり得る条件はあるわけでありまして。

そういった点で、私は、政官癒着のこういう賄賂政治が起こらないように、斑鳩町でも厳しくやっぴり運営をしていただきたいと思いますということを求めておきたいと思います。

それでは、次に移ります。

2番目は、有事法制（3法案）について、町長の考えを聞きたいと思います。

最初に、有事法案の制定について、町長は、反対か賛成かを問いたいと思います。

2番目は、賛成なら、憲法9条との整合性を説明していただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） この有事法の関係等については、今、国民からもいろいろと議論が出てますように、特に先だってですか、最近をよくアンケート調査というのが来るわけでございますけれども、これは恐らく自治労連、共産党系でございますけれども、そのアンケートの中でも、特にやっぱり慎重に審議を求めていく、あるいはまた時間をかけて審議をするということが、大多数の方々が書いておられるように、反対か賛成かという議論よりも、今、国会で審議をされている中で、国民がやっぱりわかるように、そういうことを慎重に時間をかけてやっていくということが、奈良県の柿本知事を初め我々市町村長は、大半そういうご意見だと思っております。そういうことを十二分に審議を尽くされて、やっぱり確たるものを決めていかざるを得ないのではないかと思っております。

それと、賛成ならということですがけれども、賛成とか反対とかいうよりも、私は今、国会で有事法制の関係等が提案をされて審議をされてるわけですから、やっぱりより慎重に審議をしていくことが大事であろうと思っております。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 今の答弁では、いわゆる審議を見守りたいというようなことですね。

しかし、私は、責任ある地位にある者は、国政のいわゆる重大事に対して、しかもそのことが全国民に及ぼす重要法案等に対しては、見解を示すべきだということに思うんですね。早い段階で一定の自分の見解を示す、このことが今日のリーダーに求められておると。中央を問わず地方を問わず、それがやっぱり道を誤らせないということにつながると思うんです。

これは、きょうの奈良民報でありますけれども、奈良県内でも、日本を戦争国家にする有事法制の廃案を求めますということで、中塚明さん奈良女子大名誉教授ら41名の連盟で呼びかけた、県民にね。こういう記事が載っております。

それから、さらには、今普通の新聞を見とったかて、出版社等、反対ですという、週刊誌なんかでも、文藝春秋とかあんなところでも、反対ですというて書いてるんですね。本の広告とともに載せておりますね。

それから、さらにこれは、6月5日の朝日新聞の意見広告であります。これだけ大きい

広告を出しておるわけですが、日本弁護士連合会ですね。人権を守る立場から、今国会で審議されている有事法制法案に反対していますということで、いろいろ理由を書いています。それは、主なものは、武力攻撃地帯の範囲や定義があいまいですと、さらに詳しく書いてありますけど省きますけど。それから、重大な基本的人権侵害のおそれがありますと。それから、憲法の平和原則を踏みにじるおそれがあります。さらには、首相に強大な権限が集中し、民主主義が機能しなくなるおそれがあります。さらに、政府がメディアを統制し、知る権利が侵害されるおそれがありますと、こういう大きな項目を掲げて、これだけ載せようと思うたら大分金かかると思うんですけども、必死になって専門のいわゆる法律家であり弁護士連合会が意見広告をわざわざ出している。こういうことで国民に啓発しておるわけであります。

そこで、有事法案の前に、日本の憲法、これは皆さん方お読みだと思わすけれども、かつてね。しかし、読むごとに、やはりこれは、私も今回また再度目を通したわけでありすけれども、新たな感動を呼び起こす名文句、文章、しかも崇高な理想を掲げておるということを読むごとに感じるわけでありすけれども、その前文の一部を紹介しておきたいと思わす。最初の部分でありすけれども。

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国土全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。これが、前文の一番最初の部分ですね。

そして、第9条、戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認でありますけれども、その1項に、日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。こう書いてあるわけですね。そして、その2項に、この1項——前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。国の交戦権——戦争する権利ですね——は認めないと明確に規定しているわけですね。

そして、第11条は、基本的人権の享有ということでありすけれども、11条には、国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。侵すこ

とのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられると、基本的人権が、こういうぐあいに明確に書いてあるわけですね。

片や、今度の有事法制、少し見ますと、武力攻撃事態法案、第2条の第2号、これを紹介しますと、武力攻撃事態、武力攻撃（武力攻撃のおそれのある場合を含む）が発生した事態または事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。こう書いてあります。そして、武力攻撃事態法案の第2条第5号には、指定公共機関、独立行政法人（独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人をいう）ということですが、それらは、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共機関及び電気、ガス、輸送、通信、その他云々と書いてあります。

それから、主なところを言いますと、さらに武力攻撃事態法案の第8条では、国民の協力を求めています。第8条では、国民は——中を抜きますけれども——必要な協力をするよう努めるものとする。こう規定をしております。

さらに、武力攻撃法案の第15条、内閣総理大臣の権限、これには、内閣総理大臣は、関係する地方公共団体の長に対し、当該対処措置を実施すべきことを指示することができる。つまり、知事や市町村長に対して対処を指示することができるということですね。これは、もう命令ですね。

それから、自衛隊法、これは改悪しているわけですが、この自衛隊法の改定、第103条の第3項の次に次の1項を加えるとしてあるわけです。それには、家屋を使用する場合において、これは国民のですね、自衛隊の任務遂行上云々として、飛ばしまして読みますと、自衛隊の任務遂行上、家屋の形状を変更することができるということですね。これは、完全に憲法で保障された財産権を逸脱する法律であるというように思うわけです。

それから、第103条の次に次の1条を加えるということで、展開予定地域内の土地の使用、これは軍隊の、自衛隊のですね、いわゆる戦略展開ですね、の予定地の土地の使用についてであります。自衛隊の部隊等の任務遂行上土地を使用することができるという項ですね。

それから、さらに本則に次の3条を加えるということで、立ち入り検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、または同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、20万円以下の罰金に処するということですね。ですから、そういうことに対して反対したら、これは罰するという事なんですね。まさにこのことを見ても、さきに読みました

憲法前文、9条、そして基本的人権を定めた第11条から見て、いかに逸脱した法律であるかということが私は言えると思うんです。

もう少し詳しく説明をいたしますと、法案ではすべて国民に戦争協力の義務のあることがはっきりと明記されておるといことですね。とりわけ、保有している土地や家屋等を差し出すこと、自衛隊が使う物質を保管し提出すること、医療、輸送、建築、土木などの従事者が協力すべきことは欠かすことのできない義務とされておるんですね。それから、それだけではない。政府が指定する民間企業も戦争協力が義務づけられると。道路公団や空港公団、JR各社など運輸関係、電力10社やガス会社など、エネルギー関係はもちろん、NHK、NTTなどの言論や通信にかかわる企業、日本銀行や日本赤十字社も対象となる予定である。まさに生活の全分野で国民を動員するものである。

しかも、法案は、戦争に際しては、自由と権利に制限が加えられることを平然と宣言しておるといことでもあります。国民の権利を無視して強制動員をしようとしているわけでもあります。権利の制限は、戦争に対処するため必要最小限にするとはいいますが、戦争の必要が大きくなれば、権利の制限も大きくなるといことでもあります。どういう人権をどれくらい制限するのか、何の歯どめもないわけですね。

それから、重大なことは、自衛隊が必要とする物資の保管命令に民間人が従わない場合、さらに自衛隊による立ち入り検査を民間人が拒んだ場合、罰則を与えると明記されたことですね。これは、さっき読んだところに出ておりました。これは、戦争への非協力、反戦、平和の立場に立つことを国家が犯罪だとみなすことといことでもあります。戦争協力が国民の義務である、非協力は犯罪だと、これが今回の法律の中身なわけでもあります。

さらに、法案によれば、戦争に際して有事法制の発動を決定するのが首相ならば、自治体や民間をどのように動員するのかという対処基本方針を決定するのも首相なんですね。この基本方針は、安全保障会議に諮られるわけですがけれども、その議長は首相なんです。基本方針に基づいて自治体や民間を統制する対策本部の本部長も首相なわけですね。全く首相の独裁といえますかね、最高権力者、文字どおり首相に全権を集中する体制がつくられるといことなんです。

動員される側の自治体や民間は、これらの決定と異なる独自の判断をすることは認められない。意見を述べることさえ許されないと。国民1人1人の命、権利にかかわることなのに、政府が有無を言わず強行する仕組みがつくられておるといように思うわけですね。

さらに、今回の法案は、それぞれ独立の性格を持っていて、国と自治体の関係も大きく変えると。自治体や公益事業にかかわる民間企業などに対し、首相の指示権なるものを明記して、強制的に従わせようとしております。従わない場合は、政府がかわって強制執行をする、代執行と言われるやつですね。一般に報道されております。あくまで戦争遂行を優先させる代執行を行うというような内容なんですね。

この辺は、やっぱり私は、町長や三役は、よくやっぱり研究していただいて、そして早い段階で、斑鳩町民、奈良県民はどうなるのか、斑鳩町民は一体そういうことが発動されたらどうなるのかと、事態が起こったらどうなるのかというようなことについて、まだまだわからない部分があると。政府は非常にあいまいな答弁をしております。ですから、国民がテレビや何や報道を見とったかて、なかなかわかりにくいという側面がありますね。しかし、今の審議の中でだんだん、徐々にわかりつつあると。しかも、その答弁自体もくるくるくる変わるかね、答弁する自分たち自身さえわかってないというような答弁の仕方ですね。ですから、国民が理解できようはずがないわけですけども、そういったことをやっぱりよく見て、そして地方自治体の長として、責任者としてどうすべきであるかということについては、これは私は、さきの戦争で日本はこれだけの決意をしたわけですから、再びそういう惨禍が起こらないように、やはり政治を担っている最高責任者たる者は、国といえども地方といえども、私は責任があるんじゃないかというように強く思うわけです。そのことを、町長のそういう消極的な答弁ではなしに、私は積極的なやはり研究、みずからの判断を町民に示してもらおうよう望んでおきたいと思えます。

次に移ります。

3番、今回の医療制度の改悪について町長に聞きたいと思えます。

1つは、政府の医療改悪案が実現すると、患者側、医療側に具体的にどのような新たな負担がかかるか、伺いたいと思えます。

2番目は、町民の負担増はどれくらいに推計されるか、聞きたいと思えます。

以上です。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今回の医療保険制度改正（案）といたしましては、高齢者医療費制度は、患者負担の見直しとともに、世代を通じた公平な負担を行い、一般の医療保険制度についても、給付と負担の全般にわたる見直しを行うということでもあります。国民が安心して医療にかかれるよう、社会保障の大きな柱である国民皆保険制度を今後も維持して

いくということ、国においても医療費制度改革推進本部をスタートし、この課題に取り組んでいくということでもあります。

ことし10月1日施行分といたしましては、一部負担金の見直しが予定されています。

まず、3歳未満児の乳幼児の一部負担金が3割から2割になり、負担が軽減されます。しかし、一方で、70歳以上の方の一部負担金が1割負担となります。一定以上所得者（基準額は未定）の一部負担金を2割とするということで、所得により負担がふえる方がおられます。

高額療養費の自己負担限度額は引き上げられる見込みですが、低所得者につきましては、従来どおり据え置かれております。

その他、平成15年4月1日施行（案）といたしましては、サラリーマン等の被保険者で、給付率が7割に統一されることから、国民健康保険退職医療制度におきましても、一部負担金が2割から3割となり、負担がふえることとなります。3割負担導入に伴いまして、薬剤一部負担が廃止されることとされております。

医療側といたしましては、平成14年4月から、診療報酬と薬価を合わせて2.7%の引き下げがありました。

2点目の、斑鳩町の場合の町民の負担増はということでございますけれども、医療費制度改革関連法案が成立した場合の1人当たりの医療費自己負担額につきましては、厚生労働省の試算によりますと、1人当たり自己負担額は、現行制度と比較して平均で、69歳以下は年間約4,000円、70歳以上は年間約8,000円ふえると試算されております。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 大体今の答弁は、政府が示している内容ですね。今、国会で審議をされておるわけですが、これも審議の中で相当問題点が浮き彫りになってきている。その一端をご紹介したいと思うんですけれども、今、衆議院の厚生労働委員会で審議中でありまして、まさに私どもは、これは医療改悪法案であるというように今考えております。問題は、将来にわたる国民負担増や医療の切り捨てをねらう法案の実態が、ますます明らかになってきているということでもあります。

例えば、患者負担と保険料を引き上げるこの改悪案ではありますが、その負担増は、何と1兆5,000億円にも及ぶことが論戦の中で明らかになってきたということですね。1兆5,000億円ですよ。国民負担をふやすということです。

政府の答弁によりますと、3割負担導入などによる70歳までの患者負担増は、年間に2,200億円になる。70歳以上は1割負担（一定以上の所得者は2割負担）になるんですね。の徹底などによって、年1,400億円の負担増になるということですね。病院に行かない人も含めた負担増の平均は、70歳未満が1人年4,000円、今町長答弁しましたね。それから、70歳以上が8,000円になるということです。それから、患者1人当たりで見た負担増については、わからないと。これは質問に答えてないんです、委員会では。

保険料率を見ますと、保険料は、中小企業の労働者が加入する政府管掌、いわゆる健保ですね、この値上げが盛り込まれておるわけでありましたが、保険料率を年収ベースで今の7.5%から8.2%、これは労使折半であります、これに上げると。そして、厚生労働省の宮路和明副大臣は、私ども共産党の小沢議員に対する答弁では、労使合わせて年5,700億円の値上げになると答弁しておるんですね。一方、大企業の組合健康保険は、それぞれの組合で保険料値上げを検討しておるわけでありまして。政府管掌保険と同じような数字が出てくるということをお知らせしております。これは当然だと思っておりますが、それが1兆円を超える保険料値上げを見込んでいることになる。患者負担と合わせた負担増は、つまりこれで1兆5,000億円に及ぶと、こういうことなわけですね。これが果たして今の不景気に及ぼす影響というのは、一体どうなるんだろうというように私は思うわけです。

そして、さらに、政府の考えでは、今回の改悪案だけにとどまらんと。将来は一層の負担増を押しつけるということも明白になってきているわけですね、審議の中で。改悪案の附則には、医療保険の患者負担率を、将来にわたって3割で維持すると明記されておるわけですが、しかし坂口厚生労働大臣は、現内閣の決意を表明したものに過ぎないと、将来改正されてもそれはやむを得ないと、こう答弁しとんですね。将来は、引き上げもさらにあり得るとの姿勢を示したわけです。

保険料についても、2025年には、これは政府管掌健保ですけれども、10.3%程度に見込まれると。そして、さらに2025年度には、厚生年金の保険料が最高で年収の27.5%、労使折半になるとの試算を出しとんですね。何と27.5%ですよ。収入の2割近くが保険料として徴収されると、こういう試算を出しとるんですね。本当に恐ろしいほどであります。

小泉首相は、よく三方一両損と、こう言って得意になっておりますけれども、衆院で審

議をやってみると、国は損どころか負担を軽くしてきた経過が明らかになってきた。国の財政責任を放棄した改革の姿がはっきりしてきているというんですね、審議の中で。私どもの、佐々木憲昭というてムネオハウスなんかを追及したこの人が取り上げましたわけですが、1999年度までの20年間をとって政府に比較をさせたわけです。いわゆる国庫負担率ですね。そしたら、この間、国民医療費に占める国庫負担は、30.1%から24.9%へ5.2ポイントダウンをしたと。一方、保険料と患者負担を合計した国民負担は、40.3%から44.6%へ4.3ポイントのアップをしておるといことなんですね。

さらに、重大なのは、改悪法案は、差額ベット代のように保険のきかない自己負担の対象範囲を広げていく方針を明記しておるといことなんです。4月からの診療報酬改定に盛り込まれました制度改悪でありますけれども、入院が6カ月を超えると、病院に支払う診療報酬、つまり入院料ですね、の15%が減額されるわけです。減額分は、保険外負担として患者から徴収できるようにしたわけですね。上げ幅が余りに大きい。5%からの段階的引き上げになる。15%の負担額は、月5万円にもなるということですね。お金を払えない人は、退院以外にないという政策で、厚生労働省は、受け皿として5万人分の介護施設が必要になるといように見込んでおる。医療機関自体も、これは困っておるわけですね。そういう事態になっていると。

最後に、その最高責任者の厚生労働大臣として改悪案成立の先頭に立つ坂口さんは、ご承知のように公明党の議員であります。4年前の参議院選挙で公明党は、医療費の新たな患者負担増に反対します、こういう公約を掲げて国民の支持を得たわけでありまして。佐々木議員が、大臣になったら自民党と同じことを主張するんですかと、こうやって追及したわけでありましてけれども、そしてさらに、低所得者対策といっても、70歳以上の通院の負担上限を月3,200円から8,000円に引き上げることが配慮の名に値するのかと、お年寄りの配慮の名に値するのかと、こう問われた坂口労組は、答弁ができずに黙ってしまったというようなことですね。

このことから見ても、私は、今回の医療改悪案というのがいかにひどいものかということ、特に地方自治体としては私ども困るわけでありまして。そういう意味からも、ぜひとも問題点を解明していつてもらいたいというように考えます。そのことを強く町三役に求めておきたいと思っております。

時間が無いので次にいきます。

4番目であります、斑鳩町民の失業者について町長に聞きたいと思います。

斑鳩町には、現時点で何人の失業者がいるか聞きたいと思います。

2番目は、パート、フリーターは何人くらいいるのか、聞きたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 斑鳩町の失業者数につきましては、把握できておりませんが、総務省の統計調査によりますと、奈良県の失業者数は、平成13年度において3万8,000人で、失業率は5.2%です。

総務省統計調査。奈良県の失業率、奈良県の失業者数。平成9年度では、3.3%、2万4,000人、平成10年度では、4.3%、3万1,000人、平成11年度では、4.9%、3万5,000人、平成12年度では、5.2%、3万8,000人、平成13年度も、5.2%、3万8,000人ということで推移をいたしております。

参考に、公共職業安定所、雇用保険受給者数、平成12年の月平均ということで、奈良管内では4,298人、大和郡山管内では1,502名、大和高田管内では3,484人、桜井管内では824、大宇陀管内では279、下市管内では236、五条管内では255と、合計1万878と。

それと、奈良県の統計課で調べますと、奈良県の倒産件数、平成9年度では175件、平成10年度では189件、平成11年度では104件、平成12年度では157件、平成13年度では190件。

町の失業者に対する対策につきましては、緊急地域雇用創出特別交付金事業があり、平成14年度におきましては、県が実施されております「公立学校社会人活用事業」の活用を予定しております。また、平成15年、16年につきましては、事務事業の洗い出しを行いまして、県と調整を図りながら必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

町民のパート、フリーターは何人くらいいるかと。奈良県の労働局職業安定部で確認をいたしましたところ、パート、フリーターの数は不明であります。斑鳩町を含みます大和郡山公共職業安定所管内（大和郡山市、生駒郡）でのパートタイマーの求人申込者数につきましては、平成13年度で589名でございます。

以上であります。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 今、ご紹介されましたように、当町独自ではわからないわけですが、奈良県内では一定の数字が出ておると。これは、全国的に失業率は高いと、し

かも求人はないと。しかも、郡山のハローワークに私も電話して聞いたわけでありませけれども、正職とパートの比率は、大体6、4なんだということですね。そういう比率であります。ですから、パートなんていうのは、本当に、年金でありますとか社会保険でありますとか、そういったところでは必ずしもきちっとされておらないというのが大方でありますから、いかに労働条件が悪いか、不況がいかに深刻なものになっておるかということが、片や犯罪などにも結びつくという状況になっておるわけですね。

新聞等を見ましても、近畿が、大阪を中心といたしました近畿が悪いと。全国平均が完全失業率は5.2%だということに、近畿は7.3%ということですね。ですから、その大阪の影響を最大受けております。大阪に依存しているといってもいい。大阪にたくさんの人が奈良県からは通勤していると、企業に勤めているという面から言えば、大阪の不景気というものは、即奈良県も直撃するということが言えると思うんですね。そういうことではないかと思えます。

しからは、一体、こういう私どもみたいな小さな規模の町で、こういう形でそういったものに少しでも寄与できるか、対策がとれるかということではありますが、それはどうですかということでハローワークの担当者に聞きましたら、今、助かっておるのは、いわゆる教員の補助者の採用が一つでありました。それから、観光産業が忙しい時期の、奈良県はご承知のように観光産業が非常に大きな比重を占めている。それが忙しい時期の臨時採用、これもありがたい一つの要因でありますというように言っております。それから、さらに今後は、福祉関係の仕事、そういうものに期待をしております。それらは、やっぱり行政が関与しておりますから、そういう点については行政に多く期待しておりますと、こういうことでした。

ですから、私は、町もやはり、どういった面で町民の働き口が少しでもふえるかということについて、やはり腐心をしていただきたいというように思うわけです。私は、万代が来たときにも指摘をしましたがけれども、地元の商店に対して大変打撃を与えると同時に、しかし一方では雇用という点について、できるだけ地元の人を雇ってもらうようにという提言もいたしまして、皆さん方もそういった方向で努力をするということで、相当の雇用がなされておるようであります。そういった、何か来たときに、今は特に、商工会に聞きましたら、いわゆるチェーン店なんてのはいつ来るかわからんと。大店法が廃止されましたからね。今の助役も、私が建設委員長のときでしたか、いわゆる大店法のもとに、斑鳩町でもそういったいわゆる規制の条例をつくりました。非常に大きく、当時私は、よく

頑張ってくれたというように評価をしておるわけですが、そういうものもパーになりましたね、上位法の改悪でね。

そういった点では、商工会も残念なんだということを言っております。いつ来るかわからんと、来たら即開店やというようなことで、情報すらつかめないと、そういう昔やったら申請が出て協議ができて、ある程度話し合いが持たれたのに、そういうことは一切できないんだということですね。

商工会員はどうやと言ったら、毎年約20件ぐらい減っているということですね。その主要な原因は、倒産ということではないんだと、廃業なんだと。商売が成り立たないということですね。ということをおっしゃるわけですね。毎年会員で約20件廃業をしましょう。それから、会員以外では恐らくもうちょっとあると。5から10件ぐらいはあると違いますかと。これは、予想やけれどもね。そういう話でありました。

借入れはどうやというたら、借入れは少ないというわけですね。何でかというたら、金借りたかて、商売儲かれへんから返せないということなんですね。そういう点では、いわゆる債務保証料の補てんというような制度は、これは非常に効果的であるというように申しておりました。

そういった点では、1つ1つの商工業政策について、私どもも今の不況の段階で、小さい町ではあるが、政策を練り直す必要があると、点検し直す必要があると。例えば平群では、いわゆる貸し出し制度を町独自にやりましたね。しかし、今回その町の責任者、担当者が、税金を払ってないのに判を押してしまうというようなことをしてしまったというようなことがありますけれども、それは能力がないと、いわゆる貸し出し担当なんてのは非常に難しいですね。そういった点では、やっぱり非常に熟練する必要があるというように思うわけでありまして。

それから、さらに商工会の話では、斑鳩物産組合、これがなかなかいいんですということをおっしゃりました。11業種入っていると。しょうゆ、あられ、麩、靴下、布やクロス、その他幾つか言っておりましたけれども、これは町や県下の行事や飯島町や太子町のいわゆる物産展、友好町のこういうものに出て売っているんだというようなことですね。

ですから、私はそういうことが有効ならば、あるいは斑鳩町の物産の宣伝と、さらに開発していくということはやっぱり大事だというように思いますね。これは、なかなか難しい問題でありますけれども、やはりそのことを抜きにしては発展は望めないということだと思っております。あらゆる知恵を絞って、やはり業者は積極的にみずからの力で開発できる

ような助成策を講ずる必要があるのではないかというように思うわけです。

これは一助になると思うんですけれども、例えばインターネットですね、これは非常に有効であります、販売なんかについてはね。町は、今ホームページをやってますね。私も町のホームページをのぞきましたけれども、しかしこういうところに、斑鳩町のホームページに町の物産を載せてあげると、紹介してあげるといような発信をしていくと。そして、注文したらすぐ商工会に伝えて注文を取れるようにするとか、そういうようなことも私は全国を相手にできるのではないかと。

それから、あるいは道の駅なんかは、平群とか、私は帰郷するときに大宇陀の道の駅なんかはしょっちゅう寄るわけでありましてけれども、そういった道の駅的なもの——道の駅はなかなかすぐつくれないというように思うんですが、道の駅的なもの、そういったもので町内の物産が紹介できれば、町民自体も、斑鳩町内にはこういうええもんがあるんやなというようにすることで、購買もあるのではないかとというように思うわけです。

そういった点について、この不況の中で、斑鳩町の商工業がいかに少しでも活気づくかということについて知恵を絞っていただきたいということ、強く要請しておきたいと思っています。

あと10分ぐらいだと思いますので、次に進みます。

合併反対の動きについて問うておきたいと思います。

1つは、反対の市町村があることを知っているか、伺っておきたいと思います。

2番目は、その主張している理由は何か、問うておきたいと思います。

○議長（小野隆雄雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 反対の市町村があることを知っているかという質問でございますが、合併に反対や慎重な姿勢をとられている市町村があることは、新聞報道や資料によって承知をしておるところでございます。

例えば、福島県の矢祭町では、議会において「市町村合併をしない矢祭町宣言」を全会一致で議決されておりますし、山口県の下松市では、法定協議会が進む中、市長選によって合併に慎重な市長が当選されたということで、合併の枠組から変更をされております。

また、野呂議員もご存じのように、4月31日の朝日新聞のパネルディスカッションにおきましても、長野県の泰阜村の村長さんも、我々小さい町については合併は得策でないというようなことも言われておったわけでございます。また、これは反対ということでは

しに、きょうの新聞にも載ってましたように、兵庫県の緑町ですか、町長のリコールが成立したということもございます。こういうような形で、全国的には反対や慎重な姿勢もとられている市町村もあるわけですが、その反面に、やはり合併に対する動きというのは、相当多くの市町村で進んでおるといことも聞いておるわけでございます。

ここで、主張している理由は何かということの質問でございますが、1つ例を挙げて、先ほど申しました矢祭町については、「合併しない宣言」ということが決議されましたのは、町は、規模拡大を望まず、大領土主義は町民の幸福につながらず、現状をもって維持し、きめ細かな行政を推進する。2番目として、町は辺境にあり、合併のもたらすマイナス点である地域間格差をもろに受け、過疎化がさらに進むことは間違いなく、それは避けなくてはならない。3番目としては、町における「昭和の大合併」騒動は、血の雨が降り、お互いの離反で、40年過ぎた今日でもそのしこりは解決しておらず、二度とその轍を踏んではならない。4番目として、行財政の効率化に努力してきたが、さらに自主財源の確保はもちろん、地方交付税も憲法で保障された地方自治発展のための財源保障制度であり、その堅持に努めるなどどうたっておるわけでございます。

この宣言の背景には、道路や水田基盤整備などインフラの整備がほぼ終わっており、合併して特例債を起こすメリットが少ないことと、昭和38年に合併して町制を敷いた際、一部が取り残された混乱が今なお尾を引いておる、こういうこともございましてこういうことに宣言をされたんではないか、このように思っています。

また、先ほども申し上げました山口県の下松市においては、合併に慎重な市長が当選されたということで、その枠組みから脱退されたと、こういうことでございます。

また、泰阜村の村長さんも言うておられましたように、我々のような小さい村につきましても、どうしても中心にはなれず、村は合併することでさびれていくということをやっております。そういう主張もされておったわけでございます。

先ほど言いました、きょうも新聞に載っておりました三崎町につきましても、これは合併反対じゃなしに、いわゆる枠組みの関係なんです。そういうことで、町長リコール、解散に至ったと、こういうことでございます。

以上です。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 福島県の矢祭町の今ご紹介出てきました。矢祭町長のインタビュー記事の一部をちょっと紹介しますとね、私も読んだわけではありますが、私たちは合併す

るかしないかで、矢祭町の歴史と地域の実情から、どこの町とも合併しないと決めたということですね。これは、議会も町側もこぞって今言われたように決議をしたわけです。視察に来たら、合併しないでやっていけるのかと聞かれるというわけですね。矢祭町には、合併しないでもこんなに立派な郷土ができるんだという秘策なんてないと言っただけですね。ただ、しかし、合併すれば、この地域は崩壊してしまうんだと。メルトダウンしてなくなってしまうと、こう言うてるんですね。これは、過疎というような条件もあるかと思うんですが、合併したら中心になれないという条件もあるかと思うんですがね。そこが一番のやっぱりポイントのようですね。

山口県の下松市と書いて「くだまつし」と読むんですね。これは私も気がつかなかったんですけど、難しい読み方で、今助役が言われました下松市、井川市長ですね。これは、特にいろいろな面から言っているわけですが、財政問題でやっぱりこれはいろいろ差があると。ここは1回財政再建団体になっただけですね。大変苦労して、いわゆる職員の首もカッと切って、それでやっと立ち直ったと。今、金も相当ためていると。ほかの市と大分違うということですね。こういうままで合併するということは、これは市民が納得しないというような問題とか、特に合併特例債などの問題点ですね、そういうことも挙げております。

特に言っているのは、経済が落ち込んでいるという現実の中で、合併特例債でハードの面の施設をばんばんつくれば、莫大な維持管理費を含めて、結局は今の若者の負担となると思うと。地方交付税は、合併した後10年後から減り始めますが、その後の合併後14年から21年ごろに、特例債の償還のための自己財源持ち出しのピークが来ることが予想されますと。今、合併は子や孫のために必要という人もいますが、私は逆の結果をもたらすだろうというように思うと、こういうように言っているんですね。行政の長として、現実をとらえた中で、10年、20年後という将来構想を練っていく責任があると。だから、ハード面にお金をかけて若者に借金を払えというのではいけないと。次の世代に借金を残してはいけないというのが私の考え方ですと。

ところが、今の新都市建設計画を見たら、夢のような話ばかりで、財源の裏付けは一つもないと言ってもいいと。私はこれは大変に恐ろしいことだと思いますと。やはり、過去に財政再建団体となったことが教訓になっていますから、財政の問題は合併した後でというのでは、市民が納得するとは思わないと言っただけですね。あと、公共料金なんかにも触れておりますけど、あと2分しかないの。

私は、生駒郡では、広域7カ町か生駒郡4町かというようなこともあると思うんですが、やっぱり財政、それから設備投資ですね、施設の充実度の違い、そういったもののやっぱり調査、研究をする必要があると。王寺中心になるだろうと、7カ町になればね。なら、当町の役場や施設はどうなるのかと、職員数は一体どうなるのかと、切り捨ては起こらないのかというようなことを広く研究して、議会も特別委員会をつくりました。ですから、町も議会も、やはりこの問題点の両面をきちんとやっぱり調査して、町民に広く知らせると。そして町民の判断を求めると。公平な判断が町民ができるようにするのが、私ども議会の務めであり、また町側の理事者の務めであるというように思います。

以上で、1問残しましたけれど、これで私の質問を終えます。

○議長（小野隆雄君） 以上で、7番、野呂議員の一般質問は終わりました。

続いて、13番、喜多議員の一般質問をお受けいたします。13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 議長のお許しを得ましたので、あらかじめ2点ほど通告をいたしております1点目から質問をさせていただきます。

「児童福祉施設における第三者評価について」というテーマで今回は質問をさせていただきます。

この児童福祉施設における第三者評価というのは、非常に新制度でございまして、厚生労働省が平成12年の9月、児童福祉施設評価基準検討委員会を設置いたしております。福祉サービス全般を対象とした第三者評価事業にかかわる検討を踏まえ、保育所、児童養護施設、母子生活支援施設及び乳児園における福祉サービスの第三者評価事業のあり方についての検討を進めながら、平成14年4月1日をもちまして、今言っております施設、保育所等の第三者評価事業が公平適切に実施されるようその指針を策定いたしました。その策定いたしました指針を、各都道府県及び関係者に通知をしております。

まず、この第三者評価事業の目的であります。各事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上にかかわる取り組みを促す、推進する。また、利用者が福祉サービスの内容を十分に把握できるようにするもの、というものであります。

既に担当課のほうでは、県のほうから通知を受けておられると思いますが、この事業をどのように認識されているのか、見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、議員も申されてましたように、厚生労働省におきましては、社会福祉基礎構造改革の一環といたしまして、福祉サービスの質の向上と利用者

の選択に資するため、福祉分野におきましても、第三者評価事業を導入することとされました。このため、福祉サービスの質に関する検討会が、平成10年の11月に設置をされまして、11年の3月には、福祉サービスの質の向上に関する基本方針、そして12年6月には、福祉サービスの第三者評価に関する中間のまとめもされたところでございます。そして、14年の3月に、児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価基準等に関する報告がまとめられました。

この第三者評価事業につきましては、事業者の提供するサービスの質を、当事者
事業者及び利用者 ー以外の公正で中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から
評価する事業でございます。個々の事業者が事業運営における具体的な問題を把握いたしまして、サービスの質の向上にかかる取り組みを促進することと、利用者が福祉サービスの内容を十分に把握することができるようにすることが目的となっております。

議員も質問をいただいておりますように、町といたしましては、第三者評価事業の有効性というものは認識をしているところではございますけれども、同じ保育内容でございまして、調査員によって評価が違ってくるのではないかという問題点とか、評価づけされることによりまして保育所の選別化につながることを考える中で、現段階におきましては、事業の実施に向けての考え方等につきまして、第三者評価事業の実施については、今のところ考えておらないということでございます。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 今、部長に認識方をお伺いしました。第三者評価事業についての経緯とその概要を少し聞かせていただいたんですが、厚生労働省の雇用均等児童家庭局長というところの局長名で、平成14年4月の22日をもって各都道府県へ向けて、「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について」を通知されているようでございます。市町村は県からその旨を通告を受けるわけでございますが、私はこの事業が新しく制度化されたということは、去る4月2日の新聞紙上で知りまして、大変興味がありましたので、早速資料の収集をいたしまして、今回の一般質問ということになったわけでございます。

今、部長の答弁の中で、第三者評価の調査員についての問題点や、それから保育所の選別化につながるのではないかという懸念を示されておりますが、公正、適切に実施するために、調査員の要件として、児童福祉等の学識経験者、それから児童福祉施設の施設長、または経験者で、当該業務を5年以上経験している者、それから2番目としまして、第三

者評価調査者養成所の養成研修を受講している者と取り決めがございます。第三者評価の理念、それから評価調査者の倫理、そういったものを、社会福祉施設の福祉サービスにおける第三者評価事業に共通する事項についての知識、それから技術の取得等を目的とした研修でございまして、その体系やプログラムの事例が示されております。第三者評価機関ですね、第三者評価をする機関でございますが、その機関については、調査員の質を確保するとなっておりますので、ただいま部長の答弁の、偏見が少し入るのではないかというご心配は余りないのではないかなと、このように私は思っております。

例えば、今申し上げております福祉サービスの第三者評価基準として保育所の場合はどうなのかと、評価対象はどのようにされるのかというふうに申しますと、まず4段階に分かれておりまして、1番目に、子どもの発達援助という項目がございます。その中で、発達援助の基本、それから健康管理、食事、保育環境、それから保育の内容。2番目に、子育て支援、入所児童の保護者の育児支援、多様な子育てニーズへの対応、地域の子育て支援というふうに細かく書かれております。3番目が、地域の住民や関係機関等の連携。地域の住民や関係機関、団体との連携、それから実習、ボランティア。4番目に、運営管理。その中の基本方針、組織運営、守秘義務の遵守、それから情報提供、保護者の意見の反映、安全、衛生管理と、このように評価項目がさらにあるわけですが、今申し上げました4段階に示された項目の中をもう一段階踏み込みまして細分化をいたしまして、それが52項目あるということでございます。

これが、保育所に対する、今申し上げましたのが評価内容なんですけれども、第三者評価機関と先ほどから申し上げておりますが、これは原則として法人格を有して、国のガイドラインを満たす評価基準や評価事業を適切に行い得るはずの評価調査者を有していることを要件としております。

先ほどから申しましたように、新しい制度でございます。また、評価にかかわる費用も必要になってきますので、今後十分な検討が必要になってくるかと私は思いますが、今申し上げました内容等をいろいろとご理解をいただきまして、保育所運営の今後の課題として、そしてこの第三者評価事業に対する町長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 評価ということでございますが、事務的な評価もでございます。

今、喜多議員から、この第三者評価についての資料をもとに説明を受けたわけでございます。この評価については、まだはっきりとした概要が県からも来てませんし、そういう

ことを含めて、これから情報を得て、そして今後どのような形で第三者評価を設置すればいいか、またどのような形で進んでいけばいいかということを決めていかなければならない。今、我々に対して、このことでどういうことと言われても、そういうようなきちっとした内容が来ておりませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 情報がたくさん届いてないということもございますが、今後の課題としまして、私は町長の見解ということでお聞きしたんですが、現在、私たちは少子高齢社会の真ただ中にいるわけでございます。先進国共通の高齢社会は、少子化が進行しておりまして、いわゆる労働不足という事実にも直面をしております。これは、経済成長を著しく阻害をいたしまして、労働力の確保という意味からも、女性が働きやすい条件を満たさなければ、女性たちは、子どもを産み育てながら職業を持つことに希望が持てません。第1の条件は、常々申しておりますけれども、安心して子育てができる環境の整備であり、子育ての社会化という社会システムの構築であります。当町は、大変保育運営につきましてもご理解をいただいております、延長保育をされたり、安全管理については細心の努力をされているということは、重々承知の上で申し上げております。

子育ての社会化のシステムということは、日本ではまだまだ認識が薄いというふうにも感じております。日本の社会保障の給付構造において、子どもに対する給付の低さということは、3月議会の中でも、「少子化対策としての子育て支援」という中で私は申し上げております。

そういったことがありまして、この第三者評価を受けることによって具体的な問題点が指摘されたら、それはどういうふう改善をしていくのか、そして保育所の運営をどうしていくのかという、いわゆる指針というか糧にされて、必要なところへ投資して、もうこれ以上投資しなくてもいいという評価をされたら、そこには余りもお金はかけなくてもいいというような判断の基準が明確にされるんじゃないかなというふうに、私はそのような理解をいたしましたので、ぜひともこれは将来的に、これをことし中とか来年中とかいうあれではなくて、やっぱり保育サービスの内容の質の向上という意味で、第三者評価事業に積極的に取り組んでいただきたいと思います、このように要望をさせていただきます。

これは、情報もないということです。追々また私も質問の中でさせていただきたいと思っておりますので、これはこれで終わります。

次に、2番目の「介護保険制度について」を質問させていただきます。

介護保険制度が導入されて2年間丸ごと過ぎまして、3年目を迎えております。サービスを受ける介護保険者のサービス利用者にとって必要なサービスが本当に提供されているであろうかということが、一番の保険制度の内容の心配をされるところでございますので、全般的なサービスと利用者の満足度と申しますか、そういったところでどういうふうにご感想をお持ちなのか、これは答弁をいただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 介護保険制度が始まりまして3年目を迎えて、そして利用者にとって必要なサービスが提供できているかどうかということでございますけれども、まず居宅サービスについてでございますけれども、介護保険で居宅サービスを利用をされるときには、原則として、どのようなサービスが必要か、またどのサービスの利用を希望するかなどをケアマネジャーと相談をしていただきまして、ケアプランを作成をした上でサービスの利用をしていただくということになります。

現在のサービスの利用状況を見ますと、要介護度別に設けられました支給限度額いっぱいまで利用されていない場合が多いように分析をいたしております。昨年8月に行いました利用者アンケートによりますと、「必要なサービスを選択した結果」とか、「家族介護を補う形で利用している」という回答が上位を占めておりまして、おおむねサービスの利用は円滑に進められ、必要なサービスの提供がなされているのではないかと考えております。

一方、施設サービスについてでございますけれども、要介護1から5と認定をされました場合、利用者が施設と直接契約を交わしていただきまして、入所することとなっているところでございます。

施設入所者数は、介護保険事業計画の推計を上回っておりまして、また特別養護老人ホームの入所待機者も多くおられるということから、サービスが充足されているとは言いがたい面がございます。しかし、特別養護老人ホームの入所待機者の中には、要介護度が軽度で入所に緊急性のない方も含まれておられるのではないかと。また、既に別の介護保険施設、例えば老人保健施設とか療養型の医療施設に入所をされていたり病院に入院されている場合もあるのではないかと考えております。

施設には定員がございますので、その定員をオーバーした場合は入所することができないわけですが、その場合、その方ができるだけ在宅での生活とか介護が可能となるよう、介護保険の居宅サービスや高齢福祉サービスの利用勧奨、また保健師の訪問等によりまし

て、要介護者やその家族を支援していきたい、このように考えているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 今、全体の感想というか、内容の網羅的なことをお聞きしたんですが、在宅サービスを受けられる場合と、それから施設入所者でサービスを受けておられる方々との、若干サービスの受け方というか、サービスの内容に差があるというようなことを部長おっしゃってありました。その差はどこから来るのかなというふうにも私もちょっと考えるわけなんですけど、それと支給限度額いっぱいいっぱい利用されない。しかし、その利用されている中は、家族の補助的な役割をするサービスのようだというふうにおっしゃってありました。施設サービスが、なかなか待機者も多くて思うように入所できないという事情はよく聞くわけですが、私は今回在宅ということにかかわって質問をさせていただきたいと思っているわけです。在宅が中心であるということは、そのように介護度が低いということはないかなというふうにも思ったりします。

本来は、人間として、施設に入所をして介護を受けるのと、在宅のまま介護を受けるのと、どちらを選択をするのかというのは、介護保険の性格上本人の意思ということになっているわけですが、できるだけ私どもは在宅で介護を受けて、将来にもしうであれば受けたいというふうには私は思うわけですが、その在宅の生活が中心となる介護が可能となるようその支援策、サービスを提供をする総合的なマネジメントを行うのは、ケアプランナーであったり、そういった職員さんがおられるわけですが、私は、やはり担当課の職員の方々も、十分にその知識と能力は持っておられます。それで、サービスを受ける利用者のニーズは的確に把握してらっしゃるというふうには思っておりますので、今後とも指導的立場で能力を発揮していただきたいと、このように思います。

先般いただきました資料で、斑鳩町内に65歳以上の高齢者が4,949人おられるということです。高齢化率がもう17%になっております。サービスの受給状況として、認定者数が596人おられて、その中で、在宅と施設と合わせて396人の方々それぞれ介護サービスを受けておられるということでございます。

在宅介護で最も重要視されるのが、住宅の構造ということございまして、介護する側も介護されるほうも、住宅の構造の段差ということについては大きな負担であろうと思っております。寝たきり老人にならないことが、高齢者にとっては、基本的な生活レベルを保って人間らしい生活ができるという、本当に人間らしい生き方ということで、寝たきり

になりたくない、なつてはならないのでありまして、寝たきりにならない、寝たきりをつくらないというのが、介護保険の本来の持つ意義でもあることであろうというふうに私は認識しております。

この寝たきりでございますが、寝たきりのきっかけをつくる第1位が、あるデータを見まして私申し上げておるんですけれども、脳卒中というのが原因で寝たきりになるのが全体の3割強ですね。それから、老衰、これはちょっと仕方がないかなというふうに思うんですが、次が骨折、転倒という順番でございます。最も安全と言われている家の中で転倒をして骨折をしたということが多発しております。家の中で、特にくつろいでいる居間が第1位。それから、階段、寝室、台所。案外風呂場というのは、ありますけれども、そんなに数字的にはたくさんはない。やはり、お風呂場って滑りやすいから、本人がよく注意をするということもあろうかと思ひます。ですから、住みなれております室内で多発しているのは、やはりなれから来る安心感と注意不足ではないかと思うんですが、これから高齢化率が上がっていきます。

斑鳩町の住宅改修ということで、今まで2年間やってこられました中で、住宅改修をどういった内容でどのぐらいの人数の方々が受けておられるかということをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 過去2年間の住宅改修についてのご質問でございますけれども、利用者数で申し上げますと、平成12年度では32人の方が、平成13年度では59人の方の申請がございました。これは、介護保険におきます住宅改修の利用者数でございます。

この内容でございますけれども、平成12年度も13年度の両年とも、手すりの取り付けが一番多かったわけでございます。これが、両年で合わせまして91人の申請の中で、76人の方が手すりの取り付けをされております。その次に、段差の解消というのが、29人の方がおられます。次に、便器の関係で、和式から様式への取りかえをされた方が8人というふうになっております。あと、床の関係で、滑りやすかったのを滑りにくいという材質にかえたということで、床材を変更されたりとか、引き戸などの扉への取りかえをされたとかいうような形の改修をされました方がかなりございまして、複数でそういう種類の改修をされた方が、26人の方がおられるということでございます。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 住宅改修の内容、手すりが一番多いということですね。支給限度額の基準が20万円が介護保険の対応 —— 適応といいますか、になるわけですが、20万円、私3月の予算委員会に入らせていただいたときに、平成14年度の予算は、たしか昨年よりも上回っております、質問をいたしましたら、大体80何件ぐらいを予定をしておるといような答弁をいただいております。その中で、町長の答弁だったと思うんですが、県の何かの懇談会の中で、安堵町の町長さんが、この住宅改修の限度額の20万円というのは少ないんじゃないか、100万円ぐらい要するというふうにおっしゃったけれども、今の状態ではどうもなかなか難しいというふうなおっしゃったということをお聞きしました。これは、20万円で今本当に何もできないと私も思うんです。今、お聞きしましたら、大体手すり、それから床の滑りどめのような床張りかえ、面積にもよりますでしょうし、それからトイレの改修、そのあたりで、段差の解消までなかなか20万円の中ではできないというふうに思っております。先ほど申しあげました町長の予算委員会の答弁の中で、島田町長さん、100万円ぐらい要するのと違うかとおっしゃったけど、知事さんは無理だというふうなおっしゃったというふうに記憶しているんですが、最近、住宅改良をしましても、20万ぐらいでは何もできないわけでありまして、100万ぐらいは最低要るかなというふうに私も思っております。

皆さんもご存じだと思うんですけれども、今、ハウスメーカーの展示場があちこちありまして、斑鳩の役場の横にもありますけれども、ごらんになると、大方、すべての住宅の構造がバリアフリー化になっております。ですから、このバリアフリー化をされた家がどんどん普及をすれば、こういった費用というのは要らなくなる費用でもあるわけです。しかし、今、高齢を迎えておられて介護保険の対象になっておられる方々が、段差の解消等をすれば、旧来というか、昔ながらのいい面も私は今日本家屋の中にあることは十分承知をした中で、段差がきつい、なかなか上がり下りが、上ったり下りたりができない。そうすると、先ほどから言っております日常生活が快適に過ごせない。ですから、当面はこの住宅改修費というのは、100万円ぐらいをめどにさせていただいてもいいんじゃないかなと、そういうふうに思っております。

この住宅改修費といいますのは、高齢者対策にすれば、1回きりで済むわけです。これが原因で寝たきりになられて介護をすると、そっちのほうが経費としては随分かかってまいります。ですから、今の段階で住宅改修を思い切ってやっただされれば、健康な余生が

おくれて、寝たきりにならないで、そんなに介護の必要がないというふうに私は思っているわけなんです。介護保険の省力化に大変効果的でもあって、経済的にも効率的な援助方法であると口がすっぱいほど申し上げておりますが、そういうふう感じております。

ですから、限度額の引き上げについては、やっぱり声を大にして、町長頑張ってください、それからこの議会でも、担当者も折あるごとにそういった見直しを、策定の中で、私は限度額の引き上げをやっていただきたいと、そういうふうに思います。これ、延々と続く対策ではないように思われます。住宅が、どんどん若い方が建てていく家は、今先ほどから申し上げておりますように、バリアフリー化された室内の構造でありますので、そういったことがあらかた普及をしてきますと、この費用は要らなくなるわけです。今、これから計画して建築をしようとする町営住宅も、このバリアフリー化をどのぐらい取り入れられるのかちょっと私にも全体像はわかりませんが、恐らくそういう方向でやられると思いますし、分譲マンションにいたしましても、それから賃貸のマンションにいたしましても、もう既に新しく建てられるところは、バリアフリー化が進んでおります。

こういったことがある中で、介護保険の医療計画の見直しもやってきます。そういった策定の中に十分にそれが反映するように、これは願っております。答弁はもう要りません。

それで、次の保険サービスの不服とか、3番目に移っていきたいと思うんですが、今申してきました、在宅の場合に絞ってしかきょうは話をしてないんですけども、在宅サービス、もしくは施設に入られたサービスの中で、例えば介護保険を認定をしてもらう不服とか、それからサービスの中の苦情というものはありませんかということでお聞きをしてみたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 申しわけありません、もう一度お願いできますか。

○13番（喜多郁子君） 介護保険のサービスを受ける認定、要介護度ですね、を受けられる方々が、認定をされたことについて不服があるとか、それから今申してきております在宅サービスにしる、それから施設にしる——施設は直接関係ないかもわかりませんが、介護保険のサービスの内容ですね、介護保険サービスを受けて、何か苦情は来ておりませんかということで、まず、あればある、なければないでいいんですが、教えてください。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 認定に関しましてのそういう苦情に関しましては、我々のほうでは、そういうことはお聞きをしたことはございません。ただ、それ以外の関係で、いろいろと、保険料の関係とかの関係につきましては、私どものほうにもいろいろ、お電話なり、あることはありますけれども、一応そういう方々に対しまして、お話はさしていただいておりますという経緯がございます。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 斑鳩町としては、そういった苦情とか不服というのはない。私も委員会で聞かせていただきましたので、ないだろうとは思いますが、ないかあるかという判断ですね。私、3番目にオンブズパーソン制度の設置に対する考え方はどうかということで書かせていただいているんです。挙げさせていただいたんですが、苦情を受ける処理の仕方としては、窓口でやってらっしゃると思うんですが、当面2年間を過ごしてきた介護保険制度の中で、苦情というのは斑鳩町では聞いていない、不服もない。新聞紙上とか、それからテレビとかでは、いろいろとトラブルがあるように放送をされたり報道をされたりしております、そういうことが斑鳩町には起こってないから話題にもならないわけなんですけど、あり得る話であるというふうに私はテレビ等ではよく聞いたり見たりしているんですけども、そういった救済策ですね。苦情の処理というのは窓口だというふうに言わないで、何か救済策としてはどういうことがあるのかなというふうに思っているのと見てみましたら、オンブズパーソン制度というのがあるんじゃないかということで、こういった考え方も、ひとつ町としての見解を聞かせていただきたいというふうに、これは部長に答弁をお願いいたします。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 介護保険サービス等の不服に対しましてのそういう苦情の処理の関係で、議員から申されてますように、オンブズパーソン制度の設置を考えてはどうかというご指摘でございます。介護保険サービス等の不服等にかかわりましての苦情に関係いたしまして、現段階でのそういうような制度の中での取り組み等まずお答えをさせていただきますと思います。

居宅介護支援事業者 ——ケアプランの作成事業者でございます。それと、町、県、国民健康保険団体連合会等々におきまして、それぞれこういう苦情については対応することということになっております。その中でも、町は特に利用者の方々に最も近い窓口ということで、相談等に応じさせていただくことになるわけでございます。先ほどもお答えをさ

せていただきましたように、町に寄せられましたサービスに対します苦情はございませんけれども、国民健康保険団体連合会で受理されました本町の住民の苦情につきましても、町だけじゃなしに国民健康保険団体連合会でも、そういうことで、斑鳩町の住民の方からの苦情もないと、このようには聞いております。

今後、苦情が寄せられた場合につきましては、町として調整のために対応はさせていただくことは当然でございますし、国保連合会等とも、苦情処理機関の周知とか、または県社会福祉協議会に設置をされております運営適正化委員会の利用の周知にも努めてまいりたい、このように考えております。

続きまして、オンブズパーソン制度の設置の考え方でございますけれども、我々も今議員さんからご質問をいただくまで全然こういう制度が取り組まれているということは、勉強不足で実態把握はできておらなかったもので、そしていただいてからインターネットで急遽資料等も取り寄せたところでございます。そしてまた、県のほうにも問い合わせをいたしまして、こういうことで、現在県下の市町村でそういう制度を活用をしているかということを確認もしたところでございますけれども、まだ県下でそういうことで実施をしている市町村はないということでございます。

ただ、今言いましたように、そういう他の都道府県の既に実施をされている自治体の事例を見てみますと、この制度は、苦情調整委員制度や苦情救済委員制度などと呼ばれているようでございます。公正な立場の第三者機関として設けられております。委員のメンバーには、弁護士の先生、大学の先生など2名程度が委嘱をされまして、利用者からの申し立てにつきまして、調査とか審議をして、その結果保険者に対して改善とか意見を求めたり、事業者に対しまして提言や勧告を行うということをされております。

この制度は、事業者を対象に調整等を行うことから、事業者の理解が不可欠となっております。

本町のように、他市町村の事業者が多くサービス提供をしている場合、調整機能が有効に働くかどうかなど実施について検討をしていかなければならない、このように思います。

この制度につきましては、今後他の市町村の動向も注視をしながら調査研究を重ねる一方で、現段階では、利用者が苦情を申し立てしやすくするために、担当課窓口におきまして親切、丁寧な対応に努めるとともに、国民健康保険団体連合会等とも連携をとって対処を図っていききたいと、このように考えております。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 介護保険制度については、このオンブズパーソン制度というのがつきものだというふうに、私も少し本とかで勉強させていただいたら書いてございました。それは、なぜそのようになったかと申しますと、先ほどから言っております住宅改修 ――手すり、それから段差の解消、床、トイレの改修とか、NHKのテレビだったと思うんですが、ひとり住まいの介護保険サービスを受けておられる年寄りが、手すりをつけてもらったりとかして、自分の思った位置につけてもらわれなくて、業者とやりとりしても、業者は、いや、ここだったら位置違うと、そういった水かけ論で問題解決がしない。そこに、じゃ、こういった苦情はどこへ持っていけばいいのかというふうな内容のテレビ放送、NHKが取り上げておりましたので、私どもでは余り聞かないなと思いつつも、今は既に高齢社会でありまして、ひとり住まいの高齢者もたくさんおられて、そういった苦情があったときに、じゃ行政としてどうするのかなというふうなこともありましたので、いろいろと調べてみたら、オンブズパーソン制度というのが、この介護保険制度を導入するについてはこういうものが必要ではないかというようなことも書いてございましたので、もう2年も過ぎましたし、苦情がないということはいいことだというふうに私は思いますが、これからだんだんと高齢化率が上がってきまして、ひとり暮らしの高齢者というのがふえてきたときの対応を、今の窓口で全部受けて、それをどこへ振っていくかということで、ほかの業務の障害にならないかなあという心配もありましたので、あえて早い時期でございましたけれども、このオンブズパーソン制度の導入、制度の設置というのはどんなものだろうかということで質問の中に入れてさせていただいたというのが本日の一般質問でございます。

今、部長の答弁の中に、行政サイドの苦情処理の機関というのがございますということで、そこで今の現時点ではなさっている。各市町村全部オンブズパーソン制度というのはとってない。多分そうだと私も思います。しかし、これ、オンブズパーソン制度というのは、行政が主導権を持って率先しながら進めていく制度でもないかなというふうに、その性格の中から思えば、私も理解はしないことはないです。だから、どこで設置をするのか、住民がボランティア精神である機関をつくるのか、それとも行政がやってしまうのか、その辺はまだ私もよく理解はできません。

それで、先ほど部長もちょっとおっしゃいましたオンブズパーソン、じゃ一体どうするかということですが、これは行政の活動に対してとか、一般的に不法、違法というか、そ

ういった行政がここはおかしいんじゃないかというふうなことで、司法的手法に頼らないで、受給者、いわゆる介護保険のサービスを受けておられる方々の保護、それから権利の確保を目的としまして、手軽に苦情を申し立てることができる。その処理が、公平で迅速に行われて、ひいては介護保険サービスの内容を向上させる有効な手段の一つであると考えているということであります。

サービス提供者に、介護保険を受けている、サービスを受けているほうが苦情を実際に訴えるということは、なかなかこれは厳しいというか難しい。遠慮もあると思います。まして、その本人とか家族にすれば、やはりある程度プレッシャーといいますか、心理的抵抗感があって、なかなか苦情というものは口に出せない。まして、年寄りになりまして、ひとり住まいになると、そういうこともあろうかなあというふうに思います。

これは、私が実際に聞いた話でございます。ある施設を訪問した時の話ですが、食事を済まされるときに、おいしかった、おいしかった、ごちそうさまでしたと手を合わされて席を立たれたので、どんなにおいしい、どんな味がするのかなということ、残されたお澄ましをちょっと飲んでみたら、これは水に近かったと。おいしかった、おいしかったと言ったおばあさん、お年寄りの気持ちは何だったんだろうかと悲しくなったということ、私自身が体験したわけじゃないんですが聞きまして、私も胸が切なくなりました。そういうことも考えてみますと、苦情を言っていない、苦情がないということを手放しで喜んでいる場合ではないだろうと、そういうふうに思います。

先ほどから申し上げておりますが、斑鳩町も高齢化率40%になるのは、そんなに遠い将来ではないように思います。40%になったときに、窓口対応だけではちょっとしんどくないかなという心配もします。そういうことも考えあわせまして、今回の余り耳なれないオンブズパーソン制度の設置ということで質問をしまいいりましたけれども、私も何年かすれば高齢者の一員にならしてもらいます。元気で健康に留意しながら、そういった高齢社会の一員として頑張りたいと思います。寝たきりなどにはなりたくないなと思っても、これは本人が努力してもしようがないときもあるかもしれませんけれども、そういった高齢社会の中で安心して暮らせる健全なシステムづくりを検討をしていただきたい。特に我が町は、福祉関係には大変ご理解をいただいているところでございますので、それを期待いたしまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 以上で、13番、喜多議員の一般質問は終わりました。

午前11時5分まで休憩いたします。

(午前10時48分 休憩)

(午前11時05分 再開)

○議長（小野隆雄君） 再開いたします。

次に、4番、山本議員の一般質問をお受けいたします。4番、山本議員。

○4番（山本直子君） それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、「人権擁護委員の仕事について」ということでお尋ねをさせていただきます。

人権擁護委員さんにかかわりましては、常日ごろご苦勞をいただいているという点につきましては十分に認識をさせていただきながら、しかし、なお一層斑鳩町の人権が尊重されるという、そんな社会を目指していきたいという思いから質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、法務大臣より委嘱をされている人権擁護委員さんの職務の内容とは何であるのかということについてお尋ねをさせていただきたいと思っております。その際に、法令根拠につきましてもお示しをいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、人権擁護委員法というのがございます。その人権擁護委員法の11条に、委員の職務ということで明記をされております。その中で、人権擁護委員の委員としての職務といたしまして、まず1つとして、自由人権思想に関する啓蒙及び宣伝をなすこと。2つとして、民間における人権擁護運動の助長に努めること。3つとして、人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等、適切な措置を講ずること。4つとして、貧困者に対し訴訟援助その他その人権擁護のため適切な救済方法を講ずること。5つとして、その他人権の擁護に努めることということで定められております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） ただいまその職務の内容についてご答弁をいただきました。斑鳩町の実態に即してその職務の内容にかかわって、ではどのような活動を具体的にこなされているのかということについて、具体的に教えていただけますか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 現在、人権擁護委員さんとして斑鳩町からご推薦を申し

上げて、法務大臣が任命をされておられますのは、7名の方がおいでになります。その中で、人権相談の窓口を毎月第2水曜日に開設をさせていただきまして、住民の方々の相談に応ずることと、それから差別をなくす強調月間や人権週間におきましては、町内の巡回啓発を行ったり、幼稚園、小中学校、保育所などの訪問啓発などを行ったりとか、またJR法隆寺駅前でのそういう人権に関する啓発物品の配布等、もろもろのことでいろいろとご活動をいただいているということでございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今斑鳩町でどのような活動を具体的にされているかということでお示しをいただきました。

それで、すみません、もう1点だけそれにかかわってお尋ねをさせていただきたいんですが、人権擁護委員さんの活動への対価、または活動にかかわった費用については、支払いがなされているのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 町といたしまして、そういう形での対価のほうの関係はございませんし、委員のほうで、法律では、これは無償で、委員の給与につきましては、給与を支給しないものという形でされております。ただ、職務を行うために要しました旅費等に関します費用弁償は、受けることができるという形となっております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） それでは、斑鳩町でこれまでに人権擁護委員さんが扱われてこられた件数と内容につきまして、過去3年ぐらいにわたりましてそのデータをお示しをいただきたいと思います。ただ、その数字や件数につきまして、プライバシーの問題等もございますので、分野ごとで把握された数字で結構でございますので、お示しをいただけますでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 人権相談の窓口で相談日を設定をさせていただきまして、そのときにご相談に来られたということで、平成11年度では2件がございました。そして、平成12年度でも2件でございます。平成13年度におきましては、相談がなかったということでございます。

その相談の内容等につきましては、議員も申されておられますように、我々といましては、その内容的なものまで把握をさせていただいてないということでご理解をいただ

きたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、数字をお示しをいただきました。改めてお聞かせをさせていただきたいと思うんですが、相談日を設けられて相談をされた件数が今お示しをいただいた数字というふうに理解をいたしたわけですが、例えば広報でそれぞれの人権擁護委員さんのご紹介があって、そしてお電話番号が紹介されているということがありますが、それぞれ個々の人権擁護委員さんのお宅に相談をされたというケースについては、あるんでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 私のほうで委員さんにご確認をさせていただきましたところ、そのような、今の委員さんにつきましてはないということでございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） わかりました。それでは、ただいまお示しをいただきました数字並びに広報でそういう形で紹介をしていただいて、結果ですが、それぞれの人権擁護委員さんに直接ご相談を受けたケースがないということ踏まえて、この結果どのようなことを町ご自身は考えておられるのか、そのことについてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 人権に関しまして、基本的人権にかかわることでございます。そういうことで、斑鳩町におきまして、今申し上げましたように、11年度、12年度合わせまして4件の相談がありましたけれども、一応私どもといたしましては、こういう人権に関します相談がないということが一番ベストではなかろうかと、このように感じております。ということは、斑鳩町におきまして、表に出てこないそういう形があるかもわかりませんが、我々として把握でき得る中でのこういう相談件数は少なく、また相談のない年度もあるということにつきましては、大変、こういう形の状況で、斑鳩町としては、人権についてのそういう形の啓発が住民の方々にご理解をいただけているのではないかと、このように理解をいたしております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、部長から一定の見解をお示しいただいたわけですが、私自身も、人権にかかわることについて、具体的な相談が基本的にはないということは非常に望まし

ということだと思います。が、しかし、今の社会状況の中で、果たしてそれは一体どういうふうに考えたらいいかということについては、私は今部長が述べられた見解とは違う見解を持っています。今、当町の人権意識が高く、人権が守られている状況があるんやというふうに多分部長はおっしゃりたいのではないかなというふうに聞かせていただきながら思ったわけですが、私は決してそうではないというふうに思っています。

この項にかかわって最後の質問になりますが、斑鳩町の人権意識の高揚に貢献するということは、ではどういうふうなことだというふうに考えておられるのか、ちょっとその点について聞かせてください。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 人権意識の高揚ということでございますけれども、同和問題を初めといたしましていじめの問題とか、女性に关します問題とか、障害者に関する問題とか、いろいろあります。また、社会情勢の変化によりまして、国際化ということで、外国人問題など等々で、人権問題というのはますます複雑多岐にわたってきているのではないかと、このように考えております。あらゆる機会を通しまして、基本的人権思想の普及の高揚に努めることが大切であると、地域に密着をいたしました人権擁護活動のためにも、人権擁護委員さんが占める役割というのは重要であると、このように認識をいたしております。気軽に相談がしていただけるように周知をさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） では、改めてお尋ねしますが、今実際にそういうふうになっているというふうに思っておられますか。先ほど部長からいただいたいわゆる公式見解ですよね、斑鳩町の人権にかかわる意識の問題、あるいは人権擁護委員さんの活動の状況を踏まえられて、今部長がご答弁をいただいているように、本当にそんなふうに思っておられるかどうか、私は改めて聞きたいというふうに思っています。

例えば、過去3年間、2件、2件、ゼロ件という相談状況の中で、こういう状況について、それぞれの人権擁護委員さんに数字をお示しをいただいて、実態はこうやということについて、みんなで寄ってもらって考えていただくというような機会を持たれたことがあるんでしょうか。あるいは、これまでにご相談をいただいた内容の中で、どういう形で処理ができているのか、その処理の仕方は適切やったんかどうか、そこら辺まで踏み込んでお考えになったことがあるんでしょうか。私はその辺が見えないから、余計に部長とは違

う見解を持っていますと先ほど申し上げたんですけれども、そのことについて確認をさせていただきます。答弁を求めます。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、ご指摘をいただきましたようなことの中で、私のほうといたしましても、人権擁護委員さんともいろいろお話をさせていただく中で、そのような取り組みができないものかどうかというものをご検討をさせていただきたいということでご理解をいただきたいと思うんです。といいますのは、個々の活動としては、いろいろと委員さんみずからの認識の高揚とか、いろいろ勉強をしていただいておりますけれども、7人おられます委員さんの相互の連携等の形も図られておらないようなことから考えまして、いろいろと今議員からもご指摘をいただいているような形で、委員相互の連携も図っていったら、いろいろな問題等につきましても、そういう相互勉強も図られるような形で、でき得るような形で人権擁護委員さんとの協議を進めさせていただきたい、このように思っております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今後のことにかかわって、部長のほうから今ご答弁をいただきました。

私は、人権擁護委員さんが、今部長が申されたように、常に自己を研さんする、意識を高めていく、そういう作業をご自身でなさるといふこと、あるいはそういった会合に出席をされて自己を研さんされるということについては、それはしごく、そういう意味では当然のことやというふうに私は思っています。それを超えて、今の社会の流れの中で、非常に対応の仕方、個々の状況とかを考えますと、難しい状況になってきている。そういう流れの中で、それぞれのお持ちの古い意識を払拭していくという作業をあわせ持っていただきながら、なおかつ今斑鳩町の中で、人権意識の高揚のためにどのようにしたらいいのかということについては、今部長が申されたように、せめてそのくらいのことにはしていただきたいというのは、本当に私の切なる願いであります。

今後のことにかかわると思いますが、せめて人権擁護委員さんのお宅に気軽に悩みをかかえておられる方が相談のお電話をかけられるような、というような方法を私は講じていただきたいと思っております。

ただ、これは私申し上げておきたいと思っておりますが、個々の一般のお宅に、たとえその方が人権擁護委員さんというお仕事を持っておられるということをおわかった上でも、電話を

するという事については、とても電話をかける側からの心理から言えば、非常に難しいものがあるというふうに私自身は思います。そういう意味で言えば、今第2水曜日に相談を設けられているということですが、少しご相談をしていただきまして、そのあたりをどうすれば相談は受けやすくなるのか、あるいはどういうふうになれば斑鳩町の人権意識の高揚につながるのかということについて、少しご相談をしていただき、今後のことについては、今、部長が答弁されたような形で進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 先ほども申し上げましたように、そういう形で委員さんともご相談を申し上げたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） それでは、2番目の「三代川、服部川の生態について」というところに移らせていただきたいと思います。

まず1点目でございますが、三代川と服部川の堤に生えている雑草について、今現在枯れている姿が非常に不自然に私自身は思っているんですが、これは除草剤が使われているのではないかという疑念を持っていますが、その点はいかがでしょう。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 三代川と服部川の雑草について枯れているが、除草剤が使用されているかどうかというご質問でございます。

三代川愛護会という団体がございまして、その団体は、現在、目安、それから稲葉車瀬、小吉田、服部、五百井自治会などの19団体20名からなる組織でございまして、三代川の維持管理に努めておられるところでございます。

除草剤の散布につきましても、事業活動の一環といたしまして、毎年この時期に実施されております。ことしも5月20日に実施されたところでございます。その際に、除草剤の散布につきましても、そういう形で、事業の一環としてやっていたいただいているところでございます。

それと、町といたしましては、三代川、服部川に沿う町道につきましても、交通安全対策の一環といたしまして、年2回草刈りを業者委託して維持管理に努めておるところでございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

理解をしたというのは、使われているということがわかりました。

今、部長のほうからご答弁いただいたのは、三代川愛護会さんという団体が、事業活動の一環として除草剤を散布したという答弁だと思うんですが、その三代川愛護会さんの構成についても、今ちょっと聞かせていただきました。20名からなる構成だということで。

確認ですが、そうしますと、三代川愛護会さんというのは、いわゆる民間の任意団体という理解でよろしいのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） そういう考え方で結構だと思います。あくまでもこの団体につきましては、河川を、三代川を愛護するという関係で、河川管理をずっと引き続いてやってもらっておるものなんでございますけれども、町といたしましては、そこまでお尋ねをされてないかもわかりませんが、運営として16万程度の補助金を出させていただいております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 補助金が町から出ているということですが、それはちょっとともかくとして、今、部長の答弁の中では、河川の管理をやってもらっているというふうに答弁を私もらったというふうに思うんですが、そうすると、そういう事業活動の一環として除草剤をまいてもらったという認識なんですか、町は。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 申しわけございません。私の言い方がまずかったようございまして、一応三代川を愛護するという立場で、自主的にしていただいているものがございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） それでは、民間の任意の団体が自主的に除草剤を散布されたという認識ですね。

今、構成団体を聞かせてもらったんですが、実はあの三代川、服部川、私も近くに住まいをしておりますので、常日ごろごみを拾っていただいたり、いろいろな形でしていただいているということについては、目の当たりに見させていただいています。そういう意味では、こういう活動があるんやなということについては、認識をしていました。

しかし、私が1つ思いますのは、三代川、服部川の本当に近くに新しい住宅が建ってい

ますよね。そういう自治会に、除草剤の散布について何も連絡がなかったと私は思うんです。あそこは、散歩道でもありますし、多くの方が、犬を連れて散歩をされたり、あるいはジョギングをされたり、あるいは小さい子どもさんが虫取りをされたりというふうなところで、そういう意味で言えば、非常に環境的にも、みんなが非常に身近に感じている河川だというふうに私自身は思っています。そういうところに、事の善し悪しは別として、除草剤を散布をするのであれば、散布をする、あるいは散布をしました、何月何日何時から何時まで噴霧をします、せめてそのぐらいのことについては、私ども近くにいる者には聞かせていただけないものかなというふうに思うんですけれども、そういうふうを考えるということについては、間違っているでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 今、おっしゃられたように、確かに薬剤を散布すると。

どの薬剤ということもありましようけれども、当然おっしゃられるように、そういう作業をする際には、周辺の方、自治会の方に声をかけていただくのが一番よいことだと思います。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） それでは、補助金を出しているそういう民間の任意の団体がそういう形で自主的に除草剤を散布されているということについて、私自身の考え方から言えば、私は除草剤はまいてほしくないという思いがあります。ただ、河川の管理の中で、それしか手段がなかったんやということであれば、それはそれでまた聞かせていただくつもりはあります。しかし、数メートル先に住宅があるという状況の中で除草剤を散布されるという方法をとられたということについては、少し私は合点のいかない点があります。そのことについて、今後、補助金を出されている町の立場として、三代川愛護会さんに、町として何か言っていただけるというようなことはあるのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 三代川愛護会の総会の中でも、今おっしゃっているように、除草剤の散布が本当にいいのかどうかというようなことも、議題として内部でも検討はされておるといように聞いております。今後の作業方向について、町としても、どういう形をとるのか、散布、草刈り、いろんなことがあると思うんですけれども、散布でなしに別の方法があるのではないかとということで、町からも要望はしたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 服部川ですけれども、1カ所だけホタルが毎年出てくるところがあるんです。私たちはとても楽しみにしているんですけれども、たくさん乱舞をするわけじゃなくて、本当に数匹、夏の一定の期間にそこに必ず出てホタルが舞うというところがあるんですけれども、そういうこともやっぱり知っていただければ、除草剤を安易にかけるといふことについてはいかがなものかなというふうに私自身は思いますので、そこらあたりは、町のほうのご努力に期待をしたいというふうに思います。

それと、2つ目のことにもかかわりますが、堤やその付近で草が燃やされています。夕べも実は燃やされていました。私が帰宅したのが夜の9時半ごろでしたが、9時半ごろにもやはり火が燃えていました。それは、堤に生えている雑草を燃やすということよりも、むしろそのほかのものを恒常的にいつも同じ箇所で燃やされているという姿なんですね。そのことについて、野焼きがどうのこうの、言ってしまうとそういう話になるんですけれども、私は、これは県管理の河川やというふうに思います。県管理の河川で、そういうところで燃やすということについては、これは法的に一体どういうことなのかということについて、少し教えてください。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 県の管理河川、確かに三代川はそうなんです。それで、今おっしゃっているように、勝手に川の中で物を燃やしてもいいかとか草を燃やしてもいいかとかという理解でしょうか。そうですね。

私が、ちょっと法的にどうのと言われても、私ちょっと今、申しわけないですけど、ちょっと知識がありませんので申しわけございませんけれども、当然河川管理者なりの、通常からいけば、そんなところに持ち込んで燃やすんだから、何らかの報告なり許可なりが要るかなという形では、自分では思います。だけど、今ちょっと、法的にどうだと言われれば、申しわけないですけど、言いかねます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 一度ぜひ、服部川のほうなんですけど、足を運んでいただいて現状を見ていただきたいというふうに思います。一時枯れ草を燃やすというのは違うんですよ。それはそれで、そういう形跡のところはあるんです。堤で枯れ草を燃やされているというのは広範囲にあるんですけど、その中で数箇所は、ずっと恒常的に何か違うものを燃やされたという状態があるんです。

よく、野焼きをされてたら連絡してくださいというふうにおっしゃいますけれども、大抵そういうのって夜なんですね。連絡のしようがないという状況の中でずっと起こってきている。それが、法令に照らして、草を燃やすことはともかくとして、何か物を持ち込んで燃やされるということが、どういうことなのかというのを私は知りたかったんです。そこがご答弁いただけないということなんです、私はそういうことについては、環境の点からもやはりよろしくないことなのではないかなというふうに思いますし、最後にそのことについて、部長、一度その現場へ足を運んでいただいて、そのことについて認識をしていただいて、後からでも結構でございますので、ご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 県の河川の関係でどうこういうのは、今、鍵田部長のほうから申しましたように、別にちょっとお考えをいただきまして、野焼きをされている実態の関係のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

私のほうで、今、議員も申されてますように、確かに野焼きがされている実態を見つけられたらご連絡をいただきたいということで、お願いもさせていただいてます。ただ、夜間のときであるんでということで今おっしゃっていただいておりますけれども、そういう実績があったならば、こういうところでこういう燃やされている状態があるということでもご連絡をいただければ、私どもの担当課のほうで現場のほうへ赴きまして、どなたが燃やされているかということもちゃんと把握をさせていただき、住民の方々に、そういうことで野焼きをされないような指導もさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） すみません、ちょっと法的なところについてご答弁がいただけないので、これはこれで置いときます。後でまた教えてください。

それでは、3点目の「斑鳩バイパスについて」というところで、三室の自治会にかかわる地域で、1軒お家がひどい状態で放置をされたままになっています。私はその間の経過について、なぜそういう状況になって放置をされたままなのかということについては、経過を知らないのです、なぜそうなっているのかわからないんですが、あれは一体何なんでしょう。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 今、お尋ねの当該物件でございますけれども、所有者から買い取りの要望を受けまして、奈良国道工事事務所と土地及び家屋補償につきまして契約を締結されておる物件でございます。建物を解体して宅地を更地にして国に引き渡すということになっていることから、現在家屋の所有者によりまして取り壊し作業が行われているものと思っております。ご指摘いただいているように、現状については、町といたしましても気にしているところでございます。中身のほうが、私も見に行きましたけれども、もうない状態だというふうな形に認識しておりますが、早く解体願えればというふうに思っているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 現在取り壊し作業が行われているというのが部長の認識やというふうに思うんですけれども、今ご答弁をいただいた限りでは。これ、随分長いことこういう状態になってますよね。どのくらいなっているか、ご存じですか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 私が見に行った段階でありますと、夏前ぐらいから秋ごろやったかな、ぐらいから徐々に持ち出しをされているみたいで、それまではちゃんとした形になっていたんですけど、それからは徐々に持ち出しをされているような感じで見ております。しょっちゅう見ておるわけじゃないですけども、行かしてもらっているときでは、そのぐらいかなというふうな気がします。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 2つ目の問題に入りますけれども、私はこれ、今、概略、大体どういう状況なのかというのは把握をしましたが、防犯上の問題、それから安全性の問題から言っても、これを放置をすることはいかななものかなというふうに思っています。多分町も、認識としてはそういう認識に立たれるのではないかなというふうに思いますが、昨日の一般質問の中でも同僚の議員さんから、さまざまな形で青少年の問題も指摘をされました。あからさまにそこに結びつける気持ちは今ありませんけれども、しかし、いつでもだれかが進入してもおかしくない状態で、しかも家の中が、家財道具が一式中にあった状態で少しずつ持ち出されている状態で、とてもひどいさんさんたる状態ですよ。イメージ的にもよくない。あの状態をいつまであのような形でほっておくのかということについては、やはり防犯上の問題や安全の問題からも、非常に私は問題があるというふうに思います。特に火災などのことも、起こり得る可能性は私はあると思うんですね。今までない

のがよかったぐらいだと私は思うんですけども、そうなったときに、どなたが一体責任をとられるのか。今の状態では、これ、どんなになるんですか。ちょっと教えてください。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、ご指摘の関係等については、我々もとにかく奈良国道事務所と協議をいたしておるわけです。これも裁判をしながら解体ということになっていくわけですけども、なかなかそれが遅々として、先方がおられないとかいうことで、しかし自分で恐らく荷物を出しておられて、今は屋根もない、あるいは横の壁もないという状況ですから、今の状況を見れば、当然何が起こっても不思議じゃない。やっぱり青少年の問題とかいろいろな関係等について、やはりこれはこのまま放置するというのは、我々としても大変ですから、当然やっぱり奈良国道事務所、現物は国道交通省のものでございますから、そのことを十二分に知っていただいて、町としての現況を十二分に理解をいただいて、早急にやっぱりその処置をしていくことが大事であろうと。いつまでも放置するということは、このままではいいことないですから、仮にあのままの現状であるんだったら、何とか補強をするとかどういうことをするか、入れないようにするか、やっぱりそういうこともしていかなきゃいけませんし、そういうことを国土交通省、奈良国道事務所とやっぱり協議をして、早急にすることを要望して、また現実に早くその処置をしていただくようにしてもらいたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） では、よろしくお願いします。

この問題にかかわって最後ですが、特にどこということでもないんですけども、フェンスに囲まれている状況について、非常にそういう意味では威圧感もあるという中で、住民感情についてもやはり配慮をされていくべきだろうなというふうに思う点があるんですが、その点についてはどんなふうに考えておられますか。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 当然、今、山本議員がおっしゃっていただくように、住民感情については、我々としては一番、周辺の方々等、やっぱり皆さん方が、あそこへ、奈良国道事務所、県が、やっぱり皆さん方の沿線の方に説明に入って同意をいただいた。そして、測量をされて、それから買い取り請求の中で、何軒か買われていかれた。そうすれば、やっぱり皆さん方は不安であろうと思います。そういうことも踏まえて、やっぱり住民感情

を逆なでにしない。そういうことを善処していくことが、一番我々としては大事であろうと思いますし、その点についても、国土交通省、奈良国道事務所にそういうご要望を申し上げて、やっぱり今理髪店の方々、あるいはそういう周辺の方々が、やっぱり買い取り要望に出ているわけですから、そのことについても我々としては、いち早くそういうものには手をつけていくことが大事であろうと思いますし、奈良国道事務所ともそういうことを、できるだけ善処方をさせていただくような、すべてが同意をされていますから、当然やっぱり一日でも早くどこか自分の住める場所を確保してほしいという気持ちは変わりはないと思っております。そういう点については、住民感情を逆なでにしないような、早くそういう善処方をしていくことが我々としては一番大事であろうと考えております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） それでは、4点目の「指曲がり病について」質問をさせていただきます。

以前から、委員会の中ではありますが、学校給食の調理員さんについて、指曲がり病の調査をされるというふうに言っておられたと思います。その調査がされたのかどうか、お伺いをしたいと思います。まず調査をするについて、その調査の目的については、どういう目的を持って調査をしようというふうに思われたのか、そしてその調査をしたのかどうかについて、2点お尋ねをしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 調査の目的ということでございますが、これは斑鳩町のほうで、安全衛生管理規則というのがございまして、そうした中で、委員会の中で、給食調理員の指曲がりについて検査をしていこうと、こういうことから実施をするということになったわけでございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 2点目の答弁ください。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この調査につきましては、14年の3月に実施をいたしております。調査につきましては、小中学校の給食調理員、そのうち臨時職員を除く13名を対象として実施いたしております。

検査の方法でございますが、町医師会に協力をお願いいたしまして、町内2カ所の医院に職員が赴きまして検査を受けるという方法で実施をいたしております。

その検査方法でございますが、まず問診及び触診によりまずスクリーニングを行いまして、その結果、必要があるという場合にレントゲンによる精密検査を行うというものでございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 指曲がり症の調査をされたということで理解をしました。14年3月に実施をされて、小中学校の調理員さんの臨時的職員さんを除く13名が対象ですということで理解をしました。

それで、前段でお聞きしとけばよかったですけど、教育長は、その調査目的について、安全衛生管理規則にのっとって調査をしていこうというふうに今ご答弁をいただいたかというふうに思うんですけども、そもそも指曲がり症ということについては、職業病やという認識があって、それで調査をしようというふうに思われたんですか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） いろんな報道の中で、職業病ではないのかというようなことも言われていたわけでございますが、私もこの調査に当たりましていろいろな勉強をさせていただく中で、必ずしも職業病ではないというような医学的な判断もされているというようなこともございます。ある主張には、遺伝的な関係からもそういう指曲がりといいますか、そういう状況もあるというようなことも医学的に言われているところでございます。

そうしたことから、私のほうでは、必ずしも職業病というような判断はいたしておりません。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） それでは、そのところは、教育長の見解はわかりました。で、結果について教えてください。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 検査の結果でございますが、13名のうち、異常が認められなかったのは9名でございます。残りの4名につきましては、レントゲン検査を行っていただきましたところ、うち2名につきましては、指曲がり症の疑いがあるという診断となっております。あと2名につきましては、普通の関節炎という判断、精密検査の結果でございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 13名のうち4名がレントゲンの精密検査を必要として、2名が

指曲がり症の疑いがあるという結果が出たということですが、その結果が出たお2人の方についてお尋ねをしたいと思いますが、勤務年数と、お1人当たり給食の扱い数について聞かせてください。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 1人の方でございますが、勤務年数は19年でございます。そして、もう1人の方が24年でございます。

それから、1人当たり幾らかということでなしに、そのお勤めいただいております学校の調理員、配置いたしております調理員の数で割りますと、東小学校では、1人当たり110.2人でございます。そして、もう1人の南中学校では、89.75人の調理をしていただいているという内容でございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） ちょっと、今、すごくいろんなことを思ってしまったんですが、この結果について、私何でもっと早くにご報告がいただけてなかったのかなというのが、ちょっと率直な気持ちとしてあるんですね。さっき教育長の見解では、必ずしも医学的な見地から言って、職業病であるというふうにはないんやというようなことをおっしゃってたんですが、医学のことについては、私も専門家ではないので、そのことで今論争をするつもりはないんですが、2つの根拠があるようです。1つは、これは職業病だということ。もう1つは、そうではないらしいという話と2つあるんですが、それを私は今論争するつもり、今のところありません。ただ、私の立場から言えば、19年と24年間の給食の調理業務についておられて、お1人当たりの扱い量が、今いただいた数字の中で私は発症してきているというふうに思わざるを得ないところがあります。

そうすると、これを私はやっぱり放置はしてはいかんのやろうというふうに思うので、早急に何らかの形で対応策を講ずるべきだというふうに思うんですが、そのことについて教育長はどんなふうにご考えておられますか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 結果については、私たちも真摯に受けとめていかなければならないというふうに考えております。こうした結果が出た職員につきましては、業務内容等につきましても十分配慮してまいりたいというふうに考えております。

また、既に平成11年9月から、国の配置基準よりも1名増員させていただいて、磁器食器を入れたということもあるわけでございますが、そうした時期に職員の増員を図りな

がら、調理員の負担の軽減といえますか、そうしたことについても配慮をさせてきていただいている経緯がございます。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、真摯に受けとめたいと、業務内容については配慮をしたいということでおっしゃってられますが、具体的にそうしましたら、このお2人のことについてですが、業務内容については軽減の措置をとっていただけるのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、年度途中でもございますし、できるだけそうした配置されている中でどういう業務をするか検討をしていきたいというふうに思いますし、またその職員間の中でいろいろ協力をし合っていたくということも必要だろうというふうに思っています。

また、異動時期につきましては、そうした、今申し上げましたように、例えば負担の軽減ということで、配置転換をして食数の少ないところに配置するとか、いろんな方法はあると思いますが、そうしたことも十分これから検討していきたいというふうに思っております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） ごめんなさいね、教育長。揚げ足をとるつもりは毛頭ないんですけども、年度途中やからということをちょっとおっしゃったと思うんですね。そういうふうに言われるんやったら、何で3月に結果が出ているのにこんな形で放置するんやということを知りたくなるんですよ。真摯に受けとめたいというふうにおっしゃっていただいているんやったら、私はやはりそのお2人方については、すぐにでも配慮をするというふうにされるべきだろうというふうに私は思います。特に、指曲がり症の疑いがあるという状況の中で、見解についてはいろんな見解があるかとも思いますけれども、指曲がり症そのものについて、根本的な治療についてはないらしいという話が定説ですよ。

その中で、一体じゃどうするのが一番いいのかというふうに考えたときに、最善の方法は、できるだけ業務を軽減すること、負担を少なくすること、それしかないんですよ。その次に、今医学部の中で言われているのは、パラフィン浴というような装置を職場に導入をして、その中で関節のこわばりを少しでもよくしていく、血行の流れをよくするというような作業をするぐらいですよ。外科的な処置についても考えられないわけではありま

せんが、これまでの経緯の中では、そんなに歓迎されてそのことについては処置されたという事は聞いていません。

そういうことから考えると、やはりせつかく真摯に受けとめるというふうにおっしゃっていただいているのであれば、できるだけ早くに負担を軽減するような措置をとっていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今も申し上げましたように、そうした配置されている中で、業務の分担の方法等も考えていきたいというふうに思いますし、また可能な限りそうした異動ということも視野に入れながら、職場間の業務内容等もございますので、そうしたことも十分考える中で対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 教育長の対応をしたいというところに私は気持ちを託すしかありませんので、そのことについては重々お願いをしたいというふうに思います。19年、24年、給食の調理として現場に携わってこられた方々の健康を守っていくと、従業員さんの健康、それから労働安全、衛生の問題から、そのことについてきちんとしていくというのは、これは雇用をしていく者の務めやというふうに思いますので、そのことについては、もう何度も申し上げますが、どうかよろしくお願いをしたいと思います。

最後に、この件にかかわって1点だけ聞かせてください。

先ほど教育長のほうから、必ずしも職業病という認識は持ってないんやということをおっしゃっていましたが、できるだけそういう方々の救済をしていこうということで、いろんな動きがあるというふうに思います。そういう中で、公務災害の問題等も、私はある程度視野に入れなければならないことになってくるのかもしれないなあというふうには思うところなんです、そこらあたりは今お考えがありますか。もしなければ結構ですが、もしそういうところで少し見解をお持ちであれば、今の時点でのお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 公務災害の認定ということでございますが、これにつきましては、私のほうでは、そういう申請をされるとあれば、そうした手続は拒むつもりはございません。そういう手続の申請がございましたら、要望がございましたら、対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） いずれにいたしましても、19年、24年という中で、やっぱりいろんなご苦労があり、また職業病という認定になるかならんか別にしても、主治医の石崎先生とご相談申し上げて、公務災害になるとすれば、以前にも榎原市の方もなっておりますから、私も公務災害の認定の関係も入っておりますので、できるだけやっぱりそういう形にしていくほうが、やっぱりその方の救済にもなっていくと思いますし、努力はやっぱりさせていただいて、石崎先生に十二分に相談申し上げてしていくことがいいんじゃないかと思っております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、最後の質問であります、「学校週5日制について」であります。

前回の定例会で議論になりました斑鳩小学校の金管クラブにつきまして、その後どのような経過になっているのか教えていただければと思いますので、お願いをします。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 金管クラブの現在の活動状況でございますが、現在音楽クラブという名称で活動をしていただいております。

活動の内容でございますが、トランペット等金管楽器を主といたしまして、ピアノとか、あるいはカウベル等金管楽器以外の楽器も構成に入れる中で、より広く音楽に親しんでいただこうと、こういう配慮をしたことから、現在音楽クラブとして実施をいたしております。

活動の時間についてでございますが、金曜日の第6時限目にそのクラブの活動の時間をとってございます。本年度から、前回申し上げておりますように、クラブ時間そのものについては、これは他のクラブも同様でございますけれども、前年度までの月3回程度から月2回程度ということになってございます。

指導方法といたしましては、まずいろんな楽器に親しむことで、音楽を演奏する楽しさを感じさせると。その上で、各児童の特性に合わせた楽器の指導を行っていくというふうにされています。

現在、部員については21名でございますが、4年生が7名、5年生が9名、6年生が5名というような構成で現在音楽クラブを運営をされているという状況でございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 経過を理解させていただいたということで、私の一般質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 以上で、4番、山本議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

なお、明8日、9日は休会、10日は水道決算審査特別委員会の開催を予定いたしておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。どうもご苦労さまでした。

（午前11時59分 散会）